

玉城町公告第45号

三重県度会郡玉城町が発注する玉城町第10期介護保険事業計画及び第11期高齢者保健福祉計画策定業務に係る業者選定について、公募型プロポーザル方式にて実施するため、次のとおり公告する。

令和7年12月3日
玉城町長 辻村 修一

1. プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

玉城町第10期介護保険事業計画及び第11期高齢者保健福祉計画策定業務

(2) 内容

介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定支援業務
詳細は、別紙仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

(4) 契約上限額

令和7年度及び令和8年度（2か年）債務負担行為額7,150,000円
ただし、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和7年度1,000,000円

令和8年度6,150,000円

（上記はいずれも、消費税及び地方消費税の額を含む。）

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たしている事業者であること。

- (1) 玉城町入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録され、かつ希望業種として「計画策定・コンサルティング」に登録されている者であること。
- (2) 玉城町建設工事等指名停止措置要領又は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

- (5) 役員等が、玉城町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

3. 手続き等

このプロポーザルの実施要領及び、仕様書等については、町公式ホームページに掲載する。

このプロポーザルへの参加を希望する事業者は、令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時までに参加申込書を玉城町保健福祉課へ郵送または、持参し参加表明すること。（郵送の場合は、書留郵便または配達証明に限る。

4. 企画提案書の提出方法

このプロポーザルに参加する事業者は、提案書、作業工程表、実績表、見積書、会社概要（正本 1 部、副本（写し可）5 部、会社概要については 6 部）を、玉城町保健福祉課へ提出するものとする。

(1) 提出期限 令和 7 年 12 月 17 日（水）午後 5 時必着

(2) 提出場所 玉城町保健福祉課

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸 114-2 玉城町役場保健福祉課

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便または配達記録に限る。）

5. 選定審査及び契約

審査は、玉城町職員で構成した審査委員会で行い、評価が最も優れている事業者を選定するため、企画提案書及び、プレゼンテーションの内容審査を行う。

評価は、別紙「評価基準表」により審査し、評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次の契約予定事業者として決定する。

最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とする。

提案者が 1 者の場合は、審査委員会における各委員の採点を総合計した結果、最低制限基準点（満点比 60%）未満の場合は失格とする。

審査委員会での選考は非公開とする。また、選考結果に対する異議申立ては受理しない。

6. 手続き等に関する問い合わせ先

玉城町役場 保健福祉課 福祉保険係

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2 TEL0596-58-8203

7. その他必要な事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。

(2) 使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) その他、詳細は、プロポーザル実施要領による。